

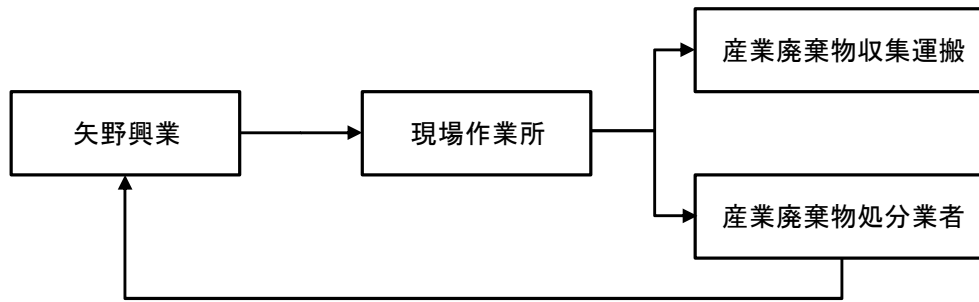
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 14 日	
宮崎県知事 殿	
提出者	
住 所 宮崎県宮崎市橘通西5丁目1番23号	
氏 名 株式会社 矢野興業 代表取締役 矢野 智久	
電話番号 0985-31-1818	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 矢野興業
事業場の所在地	宮崎県宮崎市橘通西5丁目1番23号
計画期間	2026年 4月 1日 ～ 2027年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高（令和7年度）2,084,772,000
③ 従業員数	56人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・アスコン殻 → 中間処理（破碎） → 再資源化（再生砕石） ・アスファルト殻 → 中間処理（破碎） → 再資源化（再生砕石） ・安定型混合廃棄物 → 中間処理（焼却） → 最終処分委託（埋立） ・汚泥 → 中間処理（薬剤固化） → 最終処分委託（埋立） ・紙くず → 中間処理（焼却） → 再資源化（再生紙） ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず → 最終処分委託（埋立） ・がれき類 → 中間処理（破碎） → 再資源化（再生砕石） ・木くず → 中間処理（破碎） → 再資源化（燃料チップ、敷料） ・金属くず → 中間処理委託（破碎） ・コンクリート殻 → 中間処理（破碎） → 再資源化（再生砕石） ・廃プラスチック類 → 中間処理（焼却） → 最終処分委託（埋立） (日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	排出量	別紙集計表の通り t	t
	(これまでに実施した取組) 再資源化が可能なものについては、適宜再資源化処理業者へ処分を委託し、資源の再資源化を図った。 また、現場での分別を徹底し、混合ごみの減量による最終処分の減量化を図った。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みを継続し、強化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、木くず、廃プラスチック類、コンクリートくず、紙くず、金属くず、コンクリート殻、アスファルト殻 取組：分別し中間処分業者へ委託処分を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：昨年同様 取組：適宜中間処分業者へ委託処分を実施し、分別ヤードの確保、整理整頓を図る

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
①現状	（これまでに実施した取組） 該当なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	全処理委託量	別紙集計表の通り t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	現場での分別を実施し、再資源化ができる廃棄物については適宜、中間処理業者へ処分を委託して、資源の再資源化及び混合ごみの減量化を図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	全処理委託量	別紙集計表の通り t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現場での分別を作業員に周知徹底し、適宜再資源化処理業者へ処分を委託する事で、資源の再資源化及び混合ごみの減量化、分別ヤードの確保と明確化を図る。 現場への材料搬入時のパレットや梱包材、その他の残材については、事前協議の上可能なものについては持ち帰らせる事で産業廃棄物の減量化を図る。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

[illegible]